

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2021 年 7 月号 (第 185 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ 中国への技術流出・模倣被害における対応策
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 政策研究事業本部
持続可能社会部 兼 知的財産コンサルティング室…………… 1

■ 特 集

- ◆ 金税工程における発票発行実務と金税四期・電子発票化
正緯企業管理諮詢（上海）有限公司 （フェアコンサルティング上海）…………… 5

■ 経 済

- ◆ 2021 年第 1 四半期の中国経済と慎重に進められる債務処理
公益財団法人 国際通貨研究所 開発経済調査部…………… 11

■ 人民元レポート

- ◆ 相場の上下動を強調する人民銀
三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ…………… 15

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国において継続的な奨励と規制強化が並行するなか、企業が研究開発に関する税制優遇措置をいかに活用するか
KPMG 中国…………… 19
- ◆ 日系企業のため中国法令・政策の動き
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部…………… 21

■ 主要経済指標

- 三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部…………… 25

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 中国への技術流出・模倣被害における対応策

既に中国で事業展開している企業、中国進出や中国企業との取引を検討している企業は、「技術流出」「模倣被害」等のリスクを意識しているだろう。これらのリスクは、中国ビジネスを行う際に検討すべきことの 1 つである。リスクを“見える化”することで、ある程度予防することもできる。本稿では、リスクの顕在化を予防する観点から重要な点について整理したい。

特集 金税工程における発票発行実務と金税四期・電子発票化

国家税務総局は 2020 年 11 月、現在の税收情報管理システム「金税工程三期」をさらにグレードアップさせた「金税工程四期」の購入の意向を示す通知（国家税務総局による 2020 年 12 月政府購入意向の公告）を発表した。本稿では、金税工程の概要・歴史及び金税工程三期までの実務事例、金税工程四期が導入された後の注意点等を説明する。

経済 2021 年第 1 四半期の中国経済と慎重に進められる債務処理

国内での新型コロナウイルス感染症の封じ込めにはほぼ成功した中国だが、国有セクターの優遇や債務に頼る成長など、経済は不安定さやアンバランスさを抱える。米国との競争関係も熾烈である。2035 年頃に中位先進国レベルまで経済を発展させる目標の実現に近づくためには、金融システムの健全性を維持しつつ、細心の注意を払ってデ・レバレッジを進める必要があるだろう。

人民元レポート 相場の上下動を強調する人民銀

中国人民元対ドル相場は 6.36 台半ばで取引開始。5 月 31 日に人民銀が外貨の預金準備率引き上げを公表し、人民元高警戒感が強まった。16 日の米 FOMC が市場予想よりも「タカ派」的との評価になったことから、翌 17 日以降は人民元安基調が鮮明となり、23 日にかけて 6.49 台前半まで下落した。ただ、6.50 目前で FOMC 後のドル高も一服。月末にかけては 6.45 近辺まで反発している。

スペシャリストの目 税務会計

中国において継続的な奨励と規制強化が並行するなか、企業が研究開発に関する税制優遇措置をいかに活用するか

2021 年 3 月 15 日、中国国家税務総局と財政部は、研究開発費に係る 75% の割増損金算入比率の継続適用を含んだ一連の税制優遇措置の実施期間を延長する重要な公告を発表した。これにより、中国政府はさらなる税制優遇措置を通じて企業の研究開発投資の増加を促進し、企業の革新駆動型発展に力を注ぐことを明確にしたといえる。

スペシャリストの目 日系企業のための中国法令・政策の動き

今回は、5 月中旬から 6 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげる。



中国への技術流出・模倣被害における対応策

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

政策研究事業本部 持続可能社会部 兼 知的財産コンサルティング室

主任研究員 肥塚直人

1. 中国における技術流出・模倣被害

中国で既に事業展開を行っている企業、これから中国への進出や輸出入を含めた中国企業との取引を検討している企業で、中国への「技術流出」や、「模倣被害」といったリスクを意識していない企業はほとんどないものと思われる。しかし、中国への技術流出事例は後を絶たず、令和2年秋にも国内大手化学メーカーの従業員が中国企業に技術情報を漏えいし、懲戒解雇となった上、不正競争防止法という法律に違反するとして書類送検される事件が大きく報道された。模倣品の被害も後を絶たず、同年に日本の税関が水際で知的財産侵害物品として輸入を差し止めた件数は 30,305 件で、商品等の数で言えば 589,219 点にも及び、金額ベースでは推計 136 億円に相当する物品が差し止められている¹。この点、平成 17 年の数字を見ると、日本の税関が差し止めていた知的財産侵害物品の仕出国(当該物品を輸出した国)は中国が 46.6%、韓国が 44.9%とほぼ二分していたが、令和2年の実績で見ると、韓国が仕出国になっているのはわずか 1.3%で、中国が 85.2%となっている。

こうした技術流出や模倣対策の観点から、少なくとも国内では特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を取得したり、ノウハウや秘密情報について不正競争防止法による保護を受けるために「営業秘密管理」をしっかり行ったりといった取り組みを実施している企業が多い。しかし、特許庁の実態調査²によれば、令和元年度に日本で特許権、実用新案権、意匠権、商標権のいずれかを保有している法人を対象として模倣被害を調査したところ、令和元年度中に模倣被害を受けた法人は 15,493 法人(調査対象となった法人の 7.4%)にもなることが報告されている。ここでも、模倣品の製造国、経由国、販売が行われた国のいずれも中国が最多という調査結果となっている。知的財産権の取得を行っているということで、多少なりとも知的財産への関心やそれを活用する経営技術を有している企業であっても、模倣被害を防ぐのは容易ではないことがうかがえる。

このように中国への技術流出や模倣被害が目立つ一方、外務省の調査によれば、海外進出をしている日系企業の在外拠点 74,072 拠点の内、中国には 32,887 拠点が存在しており³、日本企業にとって中国が重要な国であることは変わらない。中国での事業展開や中国企業との取引を通じた技術流出や模倣被害は、中国ビジネスを行う際に検討すべき様々なリスクの 1 つである。だが、リスクを“見える化”し、その顕在化をある程度予防することができないわけではない。個別具体の対策についてはそれぞれ専門家の指導を仰ぐべきであるが、ここではリスクの顕在化を予防する観点から重要な点について整理したい。

¹ 財務省「令和2年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」。

² 特許庁「2020年度模倣被害実態調査報告書」(2021年3月)。

³ 外務省「海外進出日系企業拠点数調査」(令和元年10月1日時点)。

2. 中国と関わるビジネスの長期的な事業戦略を踏まえた対策が必要

技術流出や模倣被害は中国特有のリスクではないが、中国における当該リスクの対策を考える際、次のような中国の事情や、中国企業による技術獲得・模倣の事態を理解しておくことが有用である。知的財産権を取得する、秘密情報を適切に管理する、取引に際しての契約に留意するといった、知財・法務的な対策が重要であることは間違いないが、中国と関わるビジネスの長期的な事業戦略を踏まえ、知財・法務の戦略やアライアンス戦略等を総合的に考えていくことが必要である。

①キャッチアップ型の技術開発・製品開発

かつての日本もそのように評されることがあるが、中国の産業発展は先進国のビジネスや技術をキャッチアップすることによって支えられてきた側面があり、中国政府の政策も中国企業のキャッチアップを積極的に後押ししてきた経緯がある。そのため、外国企業の誘致に力を入れた時代が続いたこともよく知られているところではあるが、近年は、外国企業との積極的な M&A、技術導入や技術提携等によるアライアンスなども増えている。また、中国企業・中国人経営者の志向として、技術や人材も含めた経営資源について、市場から調達できるものは市場から調達してビジネスを組み立てるという発想が強いことも、背景の 1 つとして指摘できる。そのため、中国企業にしてみれば、合法的に技術のキャッチアップをしているという認識であることが多いと思われるが、知財・法務的な観点から日本企業側の認識が十分ではなく、結果として技術を盗られたと捉える日本企業が多いというのが筆者の実感である。

②知財や法務に対する意識

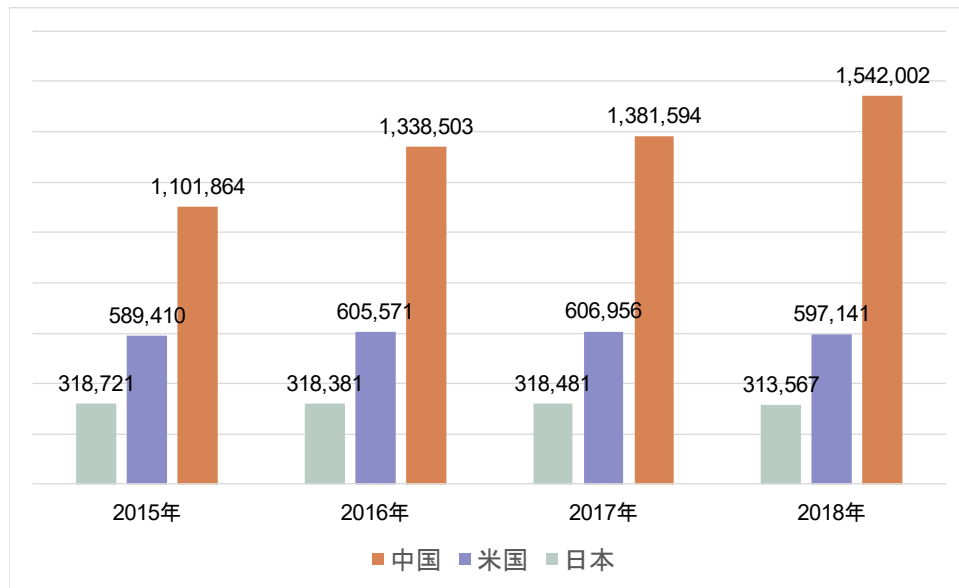
中国企業のビジネス感覚ないし法務慣習では、契約で明確に決めていないことについては何ら制約がかかっていないと捉えるのが自然であると言える。また「法」に対する意識としても、違反であっても罰せられない、不利益を被らない「法」を遵守することについて、必ずしも日本人の感覚ほど当然視されていない部分もある。米国企業等と契約交渉・締結をする際、日本企業同士でこれを行う時と比べて、詳細な条件や内容を事前に取り決めることが多いと思うが、中国企業の感覚としてはこうした契約慣行の方が親和的であると言える。

また、知的財産に対する意識も、しっかり権利化することの必要性、権利を必要に応じて行使することで自らのビジネスを優位に進めるという感覚は日増しに強まっている。中国における特許等の出願件数は、日本のそれとは比べ物にならないほど多く、改めてその数字を見ると驚かれる方も少なくない。日本国内の年間の特許出願数は近年 30 万件程度、米国におけるそれは 60 万件程度で推移しているのに対して、中国では 2018 年には 150 万件を超える出願が行われている⁴。出願件数が増加している背景には、中国政府による様々な促進策が存在していることもあって、必ずしも質が伴っていないという指摘もあるが、日本企業にとって事業展開の制約になったり、権利侵害リスクが高まったりしていることは間違いない。この点、科学技術の水準を示す指標の 1 つである科学技術論文数に注目すると、2018 年は日本が約 8 万件であるのに対して、米国が約 38 万件、中国は約 40 万件となっており、中国のそれは米国を上回っている⁵。また、知財訴訟の件数についても、政策的に積極的な権利行使が促されたこともあって、非常に多くなっている。技術開発やブランド使用等について日本企業が先行している場合であっても、知財対応が後手になっていることで、中国企業に有利な形で交渉が進んだり、紛争・訴訟等において日本企業が不利な状況に追い込まれたりすることも少なくない。

⁴ 特許庁「特許行政年次報告書 2020 年版〈統計・資料編〉」。

⁵ 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標 2020」調査資料-295 (2020 年 8 月)。

年間の特許出願件数



(資料) 特許庁「特許行政年次報告書 2020 年版〈統計・資料編〉」掲載データより作成

3. 対応策の整理

紙幅の都合で詳細な解説はできないが、重要となる対応策について概説する。いずれの対応策についても、中国と関わるビジネスの事業戦略をどのように考えているか、当該事業を進めていく上で自社が守るべき技術や知的財産が何であるのか、という点が明確にされなければ、具体論に落とし込んでいけない。まずは以下の点に不安要素がないかを事前に検証し、必要に応じて戦略やその戦略の実行に必要となる自社の技術資産やブランド資産等の棚卸しをしていただきたい。

①中国における事業展開（進出）の形態

中国への進出形態は様々であるが、技術流出・模倣被害対策の観点からも留意すべきことがある。中国企業との M&A、合併企業の設立を通じて、中国での事業展開を進めることが少なくない一方で、中国企業による積極的な外資企業の買収事例も散見され、技術やブランドを合法的に調達しているケースもある。合併企業を活用する場合、相手先企業から自社の技術へのアクセスが実態として容易になることも念頭に置いた上で、知的財産権の取得や秘密情報管理を行うことはもちろん、合併契約において目的の範囲を超えた技術情報を共有しないことや、技術流出を予防する内容を盛り込んだり、合併契約の終了・解消時における技術の取扱いについても定めておいたりすることが必要となる。

②中国企業との契約

中国における契約慣行の特徴について少し触れたが、法制度や司法制度も日本とは異なる点があり、留意を要する。ここでは、技術供与や共同研究等に関連した論点について触れる。まず日本企業が中国企業と契約を締結する場合、対外貿易となるため、中国において契約が実施される場合には技術輸出入管理条例が適用される。当該条例には中国独自の内容も含まれており、契約の交渉・締結に際しては特に留意を要する⁶。技術等のライセンスを行う場合には、ライセンスの対象となる権利が他者の権利を侵害していないこと等を保証する、保証条項を設けることが多い。だが、同条例の適用により、技術を供与するライセンサー側が重い責任を負うことになる場合があるため、契約条件の精査や、自社の意向が確実に反映されうる中国企業（同条例の適用

⁶ 2019 年の改正により、2020 年に制定された民法典の技術契約に関連する規定と平仄（ひょうそく）を揃えた内容となっている。

がない企業)とライセンスを行い、当該企業を経由してサブライセンスすることも検討の俎上に上がる。その他にも、技術目標が達成されるよう、ライセンサーの提供する技術の完全性を保証することが当該条例によって求められたり、改良技術についてライセンサーに有利な扱いが定められたりしている。

③秘密情報管理

秘密情報管理の留意点多岐にわたる。これまで技術流出のパターンとしては、人を通じたものがその多くを占めている。秘密情報を、不正競争防止法上の保護を受けることができる「営業秘密」として厳格な管理を行うことが重要である。しかし、そもそも技術流出の観点から特に重要な情報については中国に持ち込まないといった対応も検討が必要となる他、従業員や中途退職者等による漏えい事案も後を絶たないことから、社内における秘密情報の管理や従業員等の管理も重要となる。ターゲットとなる技術や情報にもよるが、筆者が知る限りでも産業スパイを活用していると思われる事例も散見されるし、技術や情報の持ち出しの意図をもって就職する(させる)といった事例も見られる。従業員等による不正を完全に防ぐことは難しいが、秘密情報の管理区分を厳格に行ったり、従業員等との秘密保持契約の締結と契約違反事案に対する処置、労務管理を徹底したりといった対応を通じて軽減できるリスクもある。

④知的財産権

中国から輸入される模倣品がもつばらの脅威であるという場合には、国内への模倣品持ち込みの水際対策(税関による差し止め)、流通の阻止(侵害品の販売差し止め等)が行えるよう、日本国内で特許・実用新案、意匠、商標等の知的財産権を取得することが1つの有効な対策となる。一方、中国市場で製品等が流通、販売されるのであれば、日本で取得した権利の効力は国内にしか及ばないため、中国において権利を取得する必要がある。

その際には、中国における知的財産権制度の特徴を踏まえた出願、権利化を行うべきであることから、現地の知財実務に精通した専門家の助言を得ながら進めることが必要である。権利を取得することは、中国企業への技術供与、共同研究、合弁会社設立等、技術の取扱いが絡む契約の交渉・締結を行う上でも重要な要素となる。すなわち、契約に際して、自社が保護したい技術が明確になっていなければ、その取扱いについて適切な取り決めを行うことは難しい。特に契約締結前に保有していた技術と、契約締結後に技術供与、共同研究、合弁事業等を行う過程で得られた成果の帰属、取扱い等について紛争となるケースも多い。自社が契約締結前に保有していた技術を出願ないし権利化することで言語化し、かつ、法的な保護を得られるようにしておくことは、契約やアライアンスの戦略を考える際にも重要な要素となる。

4. 最後に

中国における技術流出・模倣被害のリスクをゼロにすることはできないが、対応策を講じることでリスクの顕在化を最小限にすることができる。また、本稿を読まれて気づかれたことと思うが、知財・法務的な対応策は、事業戦略と一体的に行われるべきものであり、中国における事業展開、中国企業との取引を通じて実現しようとしている事業戦略と、事業戦略の遂行に不可欠となる自社の技術やブランド等を客観的に把握した上で、対応策を考えることが必要である。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : koizuka@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>

**金税工程における発票発行実務と金税四期・電子発票化**

正緯企業管理諮詢（上海）有限公司
（フェアコンサルティング上海）
総経理 栗村英資

中国では、「金税工程」という税収情報管理システムにより税収が管理されています。現在、金税工程は3番目のバージョン「金税工程三期」（通称「金税三期」）が使用されていますが、2020年11月13日に、国家税務総局は金税三期をさらにグレードアップさせた「金税工程四期」（通称「金税四期」）の購入の意向を示す通知（国家税務総局による2020年12月政府購入意向の公告）を発表しました。正式な導入時期は未定ですが、数年内に導入されるものと予想されます。

今回は、金税工程の概要・歴史及び金税三期までの実務事例、金税四期が導入された後の注意点等を紹介します。

なお、下記に説明する「発票」とは中国の「増値税の税収を管理するために使用される証明書」のことを指し、領収書、請求書、インボイスの性質を有する中国税務当局指定の証憑となります。

1. 金税工程の概要及び歴史

1994年に、中国は税収制度を大きく改革し、増値税を主体とする流通税制度を構築しました。しかし、新税制の導入時には、増値税専用発票を使用して税収を管理する制度が不十分でした。そこで、国務院は増値税の税収管理を強化するため、「金税工程」と呼ばれる国家プロジェクトを開始しました。

➤ 金税一期

1994年に開始した金税一期では、偽造防止システムと相互監視システムが導入されました。この時期に増値税専用発票を偽造防止システムにより全国で統一して管理することが開始されました。しかし、当時はこの2つのシステムがそれぞれ独立して運用されていたため、発票データの入力重複等の問題が発生しました。また、当時50都市にしかネットワークが構築されていなかったため、他の地域の発票の相互監視ができない状態であり、システムとして不十分な点が多く見られました。

➤ 金税二期

金税一期の問題を解決すべく、1998年に金税二期が構築され、2001年より導入されました。金税二期では、1つのネットワーク（区・県税務当局、地方・市税務当局、省税務当局、税務総局までの4つの階層によるネットワーク）、4つのサブシステム（発票偽造発行防止管理システム、偽造防止認証管理システム、増値税専用発票相互照合監査システム、増値税専用発票協力情報管理システム）が導入され、全国各地のシステムが連動されたため、発票の照合、企業の経営状況の把握、税収管理を自動的に行うことができるようになりました。

➤ 金税三期

2009年よりプロジェクトが開始され、2013年から一部の地域で導入され、2016年に全地域で

導入されました。1つのプラットフォーム（国家統一のネットワーク）、2つの階層での管理（国家及び省税務当局の集中管理）、3つの範囲（国税地税の区分、税目の区分、税務当局内の部門の区分という3つの区分を網羅的にカバー）、4種類のシステム（徴収管理、行政管理、外部情報管理、税務政策支持管理）が構築され、税務全般の情報化が進みました。これにより以前は検出されることがなかった税金徴収漏れ等も容易に発見できるようになりました。

当初、発票の偽造防止や相互監視（発行側と受領側の情報照合）を目的に開発されたシステムでしたが、システムの開発に伴い、発票管理以外の面にも機能が大幅に拡大してきています。

2. 金税工程を利用した発票発行業務の流れ

金税工程において、現在、発票発行業務は実際にどのように管理されているかを、システム開発当初の目的に立ち返って、概要を説明いたします。

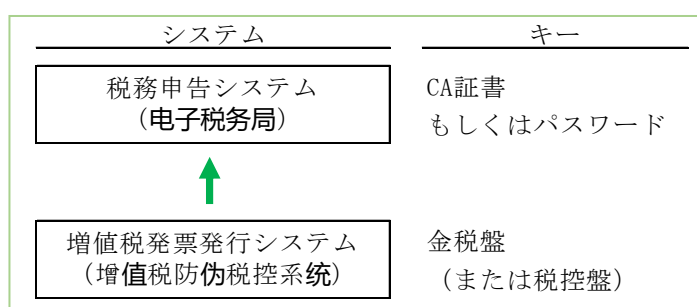
➤ 企業設立時の初期設定

企業は会社設立時に税務登記を行い、同時に増値税発票を発行するためにシステムの開通を申請します。

申請時に営業許可証に基づき、どのような税目、税率を適用するか審査され（通称「税目審査」）、税務当局がその企業の税務システムの開通を許可します。その後、企業専用の「金税盤（または税控盤）」と呼ばれる、USB ケーブルがついた小さなルーターのような機器を受領します。この機器は発票の受領（窓口で受領する場合）、発行及び仕入増値税の認証に使用します。

また、会社設立時に税務申告用のキー（CA 証書）も申請します。CA 証書については、廃止された地域もあり、CA 証書を使用しない地域の場合、企業の法定代表人、財務責任者または税務手続担当者（通称「办税員」）が税務申告用パスワードを申請・取得します。

最後に、企業の銀行の基本口座（または納税専用口座）の口座番号を登録し、銀行に契約書を提出し、税金を自動的に控除できるように申請します。上記準備が整ったら、税務当局が指定するシステム運営会社に連絡し、システムの設定を行います。これで、ようやく発票の発行や税務申告ができるようになります。



➤ 税務当局からの白紙発票の受領と発票の発行

税務当局に白紙発票（取引情報を記載していない未使用の発票）の申請、受領者（原則的に办税員のみ）を登録し、その申請者が税務当局の企業専用サイトにアクセスし、白紙発票の受領を申請します。企業により申請できる枚数及び桁数（通常、特別な申請をしない限りは1枚につき10万人民元まで）が異なります。許可が下りたら、郵送または窓口で白紙発票を受領します。窓口での受領の際は金税盤（または税控盤）が必要です。

白紙発票の受領後、企業の発票発行専用のパソコンに金税盤（または税控盤）を差し込み、操作ボタンを押すと情報が読み込まれ、手元にある紙の白紙発票と画面の発票の番号が一致していることを確認します。その後、発行元、発行先の情報（企業名、企業番号、住所、銀行口座）及び発票の品目、税率、単位、金額を入力して発票を発行します。発行時に自動的に発行データが税務当局へ提出されます。

品目を登録する際、必ず該当する項目を選択しなければなりません。例えば、「カレンダー」を

販売する場合、登録時に「印刷品」をいう項目を選択し、発票の商品名の欄には「*印刷品*カレンダー」と表記されます。

なお、印刷ミスをしてしまった場合はシステム上において「削除」を選択して処理する必要があります。

➤ 購入先からの発票の受領と仕入増値税の認証

購入先から増値税専用発票の発行を受ける際に、受領者は自社企業の「発票発行データ」を提供する必要があります。発行側がその情報を入力することで、受領側の税務システムに情報が自動的に反映されます。受領側の財務担当者は発票を受け取ったら、金税盤（または税控盤）を使用してシステムに入り、システムのデータと照合し、控除可能と判断する場合は、「控除」をクリックし、税務当局に電子申請します。発票の受領側の財務担当者が発票を受け取っていないにもかかわらず誤って「控除」をクリックしてしまった場合、仕入増値税額は、帳簿と税務システムのデータで差異が発生することになります。

➤ 毎月の月次申告

上記の発票発行データを毎月集計し、税務申告時に金税盤（または税控盤）から税務当局にデータを流す必要があります（＝抄税。別途、データ提出後、申告が完了したのちにデータを空にする作業を清卡と呼びます）。その後、その集計データに基づき、財務担当者は税務申告書にデータを入力し、税金を申告し、自動引き落としボタンをクリックすると税金が控除されます。この際に、金税盤（または税控盤）から提出した発票発行・認証データと税務申告書の記載データが一致しない場合は、エラーとなり税務申告が完了できません。税務申告時には財務諸表も提出し、CA 証書または申告用パスワードを使用します。異常値がある場合は、アラームが出るケースもあります。

上記は中国に進出している大部分の企業が毎月行っている作業です。すべて金税工程を通してデータが管理されておりますので、申告上の問題点が容易に見検できるシステムになっています。

3. 金税四期で予想される機能

金税三期の機能に加え、次の機能が追加される予定です。

- 税務以外の管理・コントロールが強化、最たるものとして社会保険の管理が金税四期システムに追加される。
- 企業の関連人員の携帯電話番号、納税状況、登録情報を管理される。
- 各銀行との情報共有が開始され、資金の管理・コントロールが可能となる。
- クラウドの活用により、30 余りの省の税務当局が収集した大量のデータを統計、計算できるようになり、また、企業情報との照合審査ができるようになる。
- 問題がある企業の特徴、サンプルをデータ化、リスト化する機能が装備される。
- AI による監視が強化され、全てのデータが AI 分析の対象となる。
- 電子発票化への機能が強化される。（後述）

上記機能の追加により、以下に挙げる状況に当てはまる企業は、金税四期導入後に異常値があると判断され、税務当局やその他の政府部門から指摘が入る恐れがあります。

指摘を受けた場合、税務当局の指示に従い、状況説明や関連資料の提出が必要です。それでも問題を解決できない場合、税務申告自体に問題があることになるため、修正申告し、滞納金や罰金を支払うことになります。高額な脱税等、悪質である場合は、法定代表人や財務担当者の責任が追及

される可能性があります。

問題となり得る状況の事例は、以下の通りです。

- ペーパーカンパニーである。
- 虚偽の口座を開設している。
- 長期間申告額がゼロ（通称「ゼロ申告」）である。
- 個人所得税や社会保険料を規定よりも少なく納付している。
- 仕入販売の財務データと発票発行や受領データの数値が乖離している。
- 虚偽の発票を発行している、または受領している。
- 収入と原価が不均衡である。
- 税負率（＝税金／売上高）に異常値がある。
- 長年赤字である。
- 事務費、コンサルティング費、会議費等の不明瞭な項目を処理しやすい費用の計上が多く、明らかに他の費用と比べて金額が大きい。
- 企業の経営範囲に無関係な発票を発行、受領している。
- 利益率が同業他社と比べて低い。
- 仕入増値税を控除しているが、売上増値税の納付がない。
- 財務諸表の売上、原価、費用等の変動が大きい。

4. 金税三期までの指摘例

金税三期においても AI を駆使した調査が行われております。以下、実際に企業が受けた指摘の実例をご紹介します。

➤ 指摘例 1

A 社は 2018 年度の企業所得税の確定申告後に管轄税務当局から通知を受領しました。通知内容には「貴社の納税番号に対して発行された「餐」の文字が記載されている発票（食事代は中国語で「餐費」）の合計額は 5 万人民元であるが、貴社が計上した交際費は 1.5 万人民元しかないので、合法的に計上されているか調査が必要である」と記載されていました。

A 社は、実際に交際費の使用は少なく、従業員の食事代の使用が多く、残りの 3.5 万人民元は合法的に「福利費」に計上されていたため、当該発票及び記帳済証憑等の資料を税務当局に提出し、問題ないと判断されました。仮に残りの 3.5 万人民元が「福利費」に計上されていなかった場合は、説明が不十分であるとして、A 社はさらに詳細な税務調査を受けることになった可能性があります。

➤ 指摘例 2

2 年前に B 社は C 氏という個人のエージェントと取引をしており、サービスに対して現金 3 万人民元を支払い、B 社の財務担当者はそれを販売費用に計上しました。個人の役務受託者は、本来、税務当局で「労務費用」の発票を発行するべきでしたが、C 氏は労務費用の発票を発行せず、C 氏の知り合いが経営する D 社が発行した「サービス費」の発票を入手し、B 社の財務担当者に提供しました。

企業が発票を発行する際、相手先の納税番号等（営業許可証に記載されている企業番号）を入力する必要があり、D 社が B 社に発票を発行したことは、当然、金税三期にデータとして記録されることになります。

その後、D 社（＝発票の虚偽発行会社）に脱税の疑いがかかり、D 社の発票発行履歴に残って

いた B 社は税務当局から調査依頼を受けました。B 社は D 社と直接契約を締結していなかったため、D 社との取引が合法的であることを示すことができませんでした。当該發票や記帳証憑等も税務当局に提出して状況説明を試みましたが、当該 3 万人民元は税務上損金として認められず、2 年前にさかのぼって企業所得税の確定申告の修正申告を実施し、3 万人民元は課税所得額に加算されるとともに、滞納金（納税すべき金額に対し 1 日当たり 0.05%）を支払いました。

このようにシステムで發票発行データが紐づいているため、面識がない企業との取引や問題がある企業との取引は、大きな税務リスクに発展する恐れがあります。不明瞭な取引をしないようにすることは当然ですが、相手先の企業の公開情報に問題がないかを企業信用情報公示システムで事前に調査し、問題がある場合は、受領した發票を取り消してもらう等の対策が必要です。税務当局により問題がすぐに指摘されるとは限らず、1 年後、2 年後に発見、指摘されるケースもあり、滞納金を支払わざるをえないケースも発生しています。

5. 電子發票化への対応

上述の「3. 金税四期で予想される機能」で記載しましたが、金税四期では電子發票化に対応した機能強化が進むことも、特筆すべき点の 1 つとなります。現時点で公表されている電子發票化の推進に関する規定は、以下の通りです。

➤ 国家税務総局 新規納税者における増値税専用發票電子化の事項に関する公告（国家税務総局公告 2020 年第 22 号）

- ・ 2020 年 12 月 21 日から、天津・河北・上海・江蘇・浙江・寧波・深圳等の 11 の地域の新規の納税者において増値税専用發票を電子化し、發票の受領者の範囲は全国とする。
- ・ 2021 年 1 月 21 日から、北京・山西・内モンゴル・遼寧・吉林・黒竜江・厦門・青島等の 25 の地域の新規の納税者において増値税専用發票を電子化し、發票の受領者の範囲は全国とする。
- ・ 増値税電子専用發票の偽造検査において、全国増値税發票の検査用のプラットフォームまたは増値税電子發票用読取り器（OFD）により、電子専用發票の真実性を調査するとともに電子署名の有効性を検証する。
- ・ 電子發票の管理に関しては、電子發票の経費精算の記帳日をファイリングし、《財政部 国家档案局電子会計証憑の経費精算記帳のファイリングの規範化に関する通知》（财会〔2020〕6 号）の規定に基づき実施する。

➤ 財政部 国家档案局電子会計証憑の経費精算記帳のファイリングの規範化に関する通知（财会〔2020〕6 号、中華人民共和国会計法及び同档案法等の関係規定に準拠）

- ・ 電子發票による記帳
電子發票は経費精算の過程において、プリントアウトして経費精算の証憑とすることが可能。電子發票は財務担当者の記帳の過程において、原始証憑として残すことが必須。
- ・ 電子証憑の保管未履行に関連する処罰
会社には 3,000 人民元以上 5 万人民元以下の過料。
財務担当者には 2,000 人民元以上 2 万人民元以下の過料とともに、会計業務従事等級に影響が生じる可能性あり。
- ・ 施行時期
2020 年 3 月 23 日開始、全企業が電子發票を原始証憑としてファイリングを要し、保管期間は 30 年以上。

➤ 電子発票の記帳のファイリングのさらなる規範化—2021 年 2 月の財政部会計司及び国家税務総局等の部門の権威者による質問回答

- ・「電子会計ファイリングシステム」のない企業は電子発票の年度・月別にファイリングと手作業の台帳による管理が必要。
- ・「電子会計ファイリングシステム」のある企業は会計ファイリング中の証憑と電子発票の電子台帳による管理が必要。

増値税電子専用発票を入手するケースは、まだあまり多くありませんが、飲食店や配車 APP を使用した際、右図のような増値税電子普通発票を入手するケースは多くなってきています。今後、さらに入手頻度が増えることが想定されます。

電子発票が一般的に使用されることで、以下の点に留意が必要となります。

- ・電子データの真実性の確認
電子データのため高度に偽造される可能性があります。常時、真偽判定を行うことで、業務上の負担が増える可能性があります。
- ・電子発票のデータ保管と記帳内容等と関連付け
一般的には、電子発票をプリントアウトして経費精算に使用しているケースが多いと思われます。しかし、法令上、電子データも保管が求められているため、プリントアウトして経費精算に提出したら完了ではありません。電子データであるため、これをいかに記帳証憑と関連付けながら保管していくかについて、適切なルール設定が必要となります。
- ・電子発票の重複精算
紙の発票と異なり、データを破棄しない限り、発票はなくなりません。経費処理済であるかどうかを随時判定できるような体制が必要となります。

すでに規模が大きい企業では、上記の留意点に配慮した経費精算システムを導入しているケースも見られます。上述の通り、電子発票を入手するケースは確実に増えていますので、早い段階で対応方針や社内ルールを決定することが肝要です。

全ての発票が電子発票になるにはまだ時間を要すると思われますが、中国税務当局は電子発票化を強く推進してくるものと想定されます。電子発票化が完了することで税務調査がビックデータ内で完結できるというところまで視野に入っていると思われます。

(執筆者連絡先)

正緯企業管理諮詢(上海)有限公司(フェアコンサルティング上海)

総経理 栗村英資

住所: 上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店 601 室

E-mail: hi.awamura@faircongrp.com TEL: +86-21-6473-5450

**2021 年第 1 四半期の中国経済と慎重に進められる債務処理**

公益財団法人 国際通貨研究所
開発経済調査部
上席研究員 梅原直樹

1. 2021 年第 1 四半期の中国経済**(1) 新型コロナウイルス感染症の対策状況**

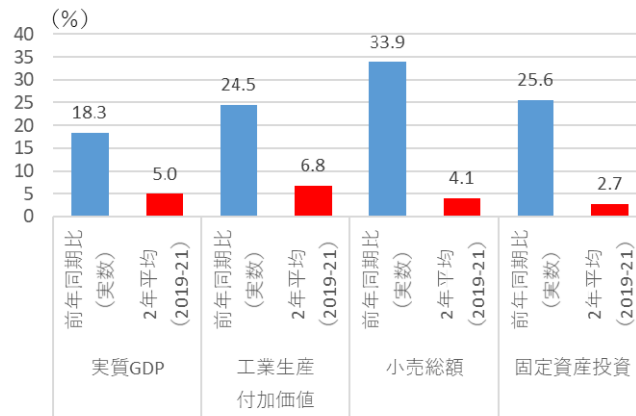
中国は、国内での新型コロナウイルス感染症の封じ込めにほぼ成功している。2021 年初頭、河北省の一部都市で流行拡大の兆しが見られたが、政府は警戒を強め、旧正月休暇中の移動制限を導入し、厳格な隔離措置をとった。この結果、3 月初旬の重要会議（全国人民代表大会・中国人民政治協商会議）までに封じ込めに成功した。その後も雲南省で感染例が出ており、また、5 月の労働節休暇（2 億人超が国内旅行）の後には安徽省、遼寧省、広東省でも感染例が出ているが、これまでのところ何とか少数の事例で封じ込められている。中国は居住区レベルでの強制隔離という決定打と、携帯アプリによる移動管理が可能であり、海外からの感染症侵入を防ぐ水際対策も徹底している。現在はワクチンの接種拡大に取り組んでいる。

(2) 2021 年の経済運営目標と 1～4 月までの経済運営状況

3 月、全国人民代表大会（全人代）の政府活動報告で、2021 年の目標として、実質経済成長率「6%以上」、消費者物価指数 3%以下、新規雇用者数 1,100 万人などの数値が示された。マクロの金融政策面では 2020 年との連続性を維持し、急激な政策変更を避けて、緊急対策モードからの正常化を図っていく。第 14 次 5 カ年計画の期間（2021-2025 年）は質の高い成長が目標とされ、脱炭素などの環境対応や技術イノベーションの推進を重視する。足元では、雇用など民生を重視し、金融システムの安定を維持しながら、着実にバランスの取れた成長を達成することが目標となる。

2021 年 1-3 月期の実質経済成長率は前年同期比で +18.3%と発表された。2 年前の 2019 年同期からの年平均成長率を見ると +5.0%となっている（図表 1）。同様に、工業生産付加価値は +6.8%、小売総額は +4.1%、固定資産投資は +2.7%となっている。消費は製造業に比べて出遅れたものの、回復傾向をたどっている。2021 年 1-3 月期は、上述の旧正月時期の移動制限で消費の伸びは制約がかかったが、今後の回復が見込まれる。なお、前期（2020 年 10-12 月期）は、2020 年の年間名目 GDP が 100 兆元の大台に近づき、財政出動が加速された模様で、実質経済成長率は前年同期比 +6.5%に高まった。2021 年 1-3 月期はその分は剥がれ落ちるが、回復傾向にあることは変わらない。

(図表 1) 2021 年 1—3 月期の 2019 年比平均成長率



(出所) 国家統計局より国際通貨研究所作成

(3) 当局が示す危機感

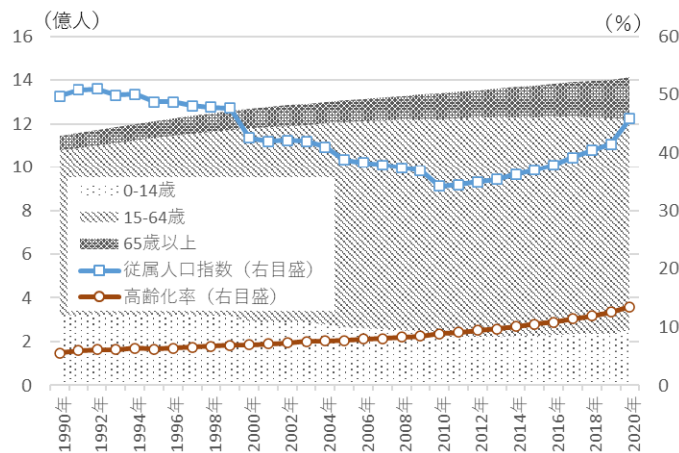
4月30日に開かれた中国共産党中央政治局会議では、中国経済に対して楽観的な見方は示されなかった。「現在の経済の回復はアンバランスであり、基礎は堅固ではない」と、むしろ厳しい見方となった。「6%以上」という2021年の実質経済成長率の目標数値は、前年の水準が低いことから、地方政府にとって数値を作り出すプレッシャーは高くない。しかし、党指導部はそうした時期こそ、デ・レバレッジを含むサプライサイド構造改革にしっかり取り組み、中小零細企業向けに打ち出した緊急支援策をフォローアップし、技術イノベーションを促進し、新たな発展動力を掴み、経済を安定の中で好転させていく必要があると認識していると考えられる。回復のアンバランスさは、外需に対し内需が弱いこと、不動産投資が他の投資の回復より速いこと、製造業に対し消費の回復が遅れていることが挙げられる。当局はこうした不安定さをしっかり克服して、2021年、さらに2022年以降もしっかりと発展のチャンスを掴もうとしていると見られる。

2. 中国を取り巻く中長期的な環境変化

こうした危機感の背景に、中国を取り巻く国際環境がここ数年で著しく変化したことがあるのは言うまでもない。2021年も厳しい状況が続くと見られ、中国の経済成長余地を狭める可能性もあるだろう。米国の厳しい対中姿勢は、議会でのコンセンサスが基礎にあり、バイデン政権発足後も前政権の高関税政策を維持する構えである。半導体に課した供給制限は、中国にサプライチェーンに存在するアキレス腱を認識させ、中国を自主開発路線へ駆り立てることになった。

人口問題も無視できない。5月に発表された2020年の人口国勢調査は少子高齢化が着実に進行していることを示した。生産年齢人口は2010年代前半にピークアウトし、従属人口指数は上昇へ転じている(図表2)。高齢化率は2020年には13.5%に達し、14%以上となる「高齢社会」の分類に近づいた。段階的定年延長は、既に政策アジェンダに組み込まれたが、根本的な少子高齢化の解決策とはならない。年金や介護など社会福祉政策をどこまで充実させるか、財源の地域間格差をどう埋めるかなど、政府と国民の間で合意形成が必要となる。

（図表 2）中国の人口推移



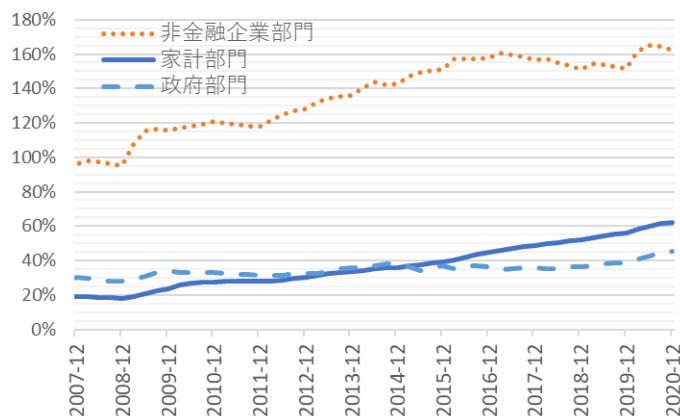
（出所）国家統計局より国際通貨研究所作成

3. 今後のリスクとなり得る債務問題への対処

（1）不動産部門における政策変化

国際情勢が厳しさを増し、人口動態の弱さも明確になりつつあるなか、債務問題の解消にも取り組む必要がある。中国の債務は、非金融企業部門の債務の伸びが速いことが問題視されてきたが、近年は家計債務の拡大速度にも注目が集まる（図表 3）。住宅価格が上昇し、家計の住宅ローン負債が増えれば、消費は制約を受け、政府が目指す内需主導型の経済成長に水を差すおそれがある。

（図表 3）部門別債務の名目 GDP 比率



（出所）国家金融与発展実験室より国際通貨研究所作成

政府は 2016 年 12 月以来、「住宅は住むためのもので、投機のためのものではない」とのスローガンを掲げ、住宅価格の安定を図っている。他方、不動産開発は地方政府の欠かせない財源であり、経済成長を導くツールであり続ける。しかし、昨今は借入を原資に建設された不動産物件が空き家のまま放置されるなど、不健全さが目立ち始めている。

危機感を強めた政府は、2020 年末、銀行に対する不動産融資規制の導入を決めた。銀行を規模別に 5 ランクに分け、不動産向け融資と個人向け住宅ローンの融資にそれぞれ上限割合を設けた。このような融資規制が業界に与える影響は、今後、注視する必要がある。地方都市の周縁部から地価下落が始まるなど、影響が広がっていく可能性や、数年後に銀行が不良債権処理を迫られる

結果を招く可能性もある。

(2) 銀行セクターの不良債権と監督当局の動き

中国の銀行セクターは、規制緩和が道半ばであり、厚めの利ざや確保が可能なことから、不良債権処理の原資も確保できると考えられてきた。中央銀行および監督官庁の監視も厳しく、システミックリスクの発生は回避できると考えられている。

一方、2020 年、銀行セクターの不良債権処理金額は 3 兆元（約 50 兆円）と、ここ数年で例のない規模となった。2018 年以來の米中摩擦や、2020 年の新型コロナウイルス感染症の中で、民営企業や中小零細企業の経営が傷み、それらによりもたらされた銀行不良債権の処理が始まったと見られる。今後、各行ともに最終利益の下押し圧力がかかる可能性がある。

中小金融機関の中には経営が悪化したところが見られ、それに対して当局は、資本金債券発行による自己資本の増強、政府による一時接收（国有化）を通じた再生処理、合併による再編、経営陣入れ替えなどの処置を、破綻が起こる前に進める策を採っている。今後、中堅規模の銀行にも再編の波が寄せてくる可能性が考えられる。

中国は、新型コロナウイルス感染症の強い封じ込め手段を持っている。しかし、国有セクターの優遇や、債務に頼る成長など、経済は不安定さやアンバランスさを抱える。米国との競争関係は熾烈であり、少子高齢化の問題からも逃れられない。こうしたなかで、2020 年の終わり頃から、一時中断していたデ・レバレッジ政策を再開する動きも出始めた。厳しさが増す環境下、2035 年頃に中位先進国レベルまで経済を発展させる目標の実現に近づくためには、金融システムの健全性を維持しつつ、細心の注意を払ってデ・レバレッジを進める必要があるだろう。当局の精緻な手綱さばきが求められている。

(執筆者連絡先)

公益財団法人 国際通貨研究所

梅原直樹

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

E-mail : admin@iima.or.jp

ホームページ : <https://www.iima.or.jp>

**相場の上下動を強調する人民銀**

三菱 UFJ 銀行
グローバルマーケットリサーチ
シニアアナリスト 井野鉄兵

6 月のレビュー

中国人民元対ドル相場は 6.36 台半ばで取引開始。5 月 31 日に人民銀が外貨の預金準備率引き上げを公表したことを嚆矢に、人民元高警戒感が強まった。3 日には心理的節目とされた 6.40 近辺まで押され、その後は同水準付近からジリ高に推移。10 日には 6.38 台前半まで上昇している。もっとも、同水準では人民銀による人民元高抑制スタンスが意識されるなか、国外で上場する中国企業の配当金支払い等による外貨調達ニーズもあり上値が重かった。16 日の米 FOMC が市場予想よりも「タカ派」的との評価になったことから、翌 17 日以降は人民元安基調が鮮明となり、23 日にかけて 4 月以来の安値圏となる 6.49 台前半まで下落した。ただ、6.50 目前で FOMC 後のドル高も一服。月末にかけては 6.45 近辺まで反発している。なお、対円相場も 5 月末、17.20 台で一旦人民元高は一服。一時は 17.00 大台割れもちらついたが、やや持ち直し 17.10 台で月末を迎えている。

人民元高一服に当局の姿勢変化

4 月以降の対ドル相場における人民元高推移は、5 月末にピークアウトし、6 月は 3 月以来の「弱い」一カ月になった。当局が国際商品価格の上昇による輸入物価抑制を図るとの見方から、対ドル相場は 6 月初にかけて心理的節目とされる 6.40 を超えて人民元高に推移したものの、結局、人民銀は人民元高牽制に動いたうえ、米 FOMC が市場の期待よりもタカ派的に傾いたことで、人民元高は一服した格好と総括することができよう。

今になって振り返ると、風向きが変わったのは 5 月 31 日だったと言えそうだ。当時、対ドル相場は心理的節目とされた 6.40 を突破した後も強含みに推移、5 月 31 日には 2018 年 5 月以来の 6.35 台まで上伸していた。さらにこの日は、人民銀が対ドル相場以上に重視しているとされる CFETS 人民元指数が 2018 年高値を更新し、2016 年 3 月以来の高値まで上昇（第 1 図）。昨年来の人民元上昇で、もともと輸出への悪影響を懸念する声上がるなかで、過去 5 年間の高値を更新したことにより、人民銀がかねて強調してきた「合理的かつ均衡のとれた水準」とは看做し難いとの判断に傾いたものと推察される。7 月 1 日には中国共産党創立 100 周年という極めて重要な政治イベントを控えるなか、国内からの人民元高批判が起こることを避ける狙いもあったのかも知れない。いずれにせよ、5 月の時点では、機関紙に輸入物価抑制のための人民元高容認論を掲載し、6.40 を超えた後も市場予想対比人民元高に対ドル基準値を設定していた人民銀も、人民元高抑制に動くこととなった。

まず、5 月 31 日夕方には 2007 年以来となる外貨の預金準備率引き上げを決めた。これは市中の外貨流動性を吸収し、外国為替市場における新たな外貨調達ニーズ創出を図るものである。外貨流動性の吸収規模は貿易黒字のおよそ 1 カ月分に当たる 200 億ドル程度と試算される。次に、6 月 2 日には人民銀の管轄下にある国家外貨管理局（SAFE）が適格国内機関投資家（QDII）の（対外）投資枠を 100 億ドル引き上げた。両措置はそれぞれ金融政策、対外投資規制の範疇ながら、国内金融機関、機関投資家に外貨買いを促すという点で、人民元高対策と考えて差支えなさそうだ。人民

銀による人民元高容認論(期待)を吹き飛ばすには十分なメッセージになったと言っていいだろう。

第 1 図：CFETS 人民元指数と対ドル相場

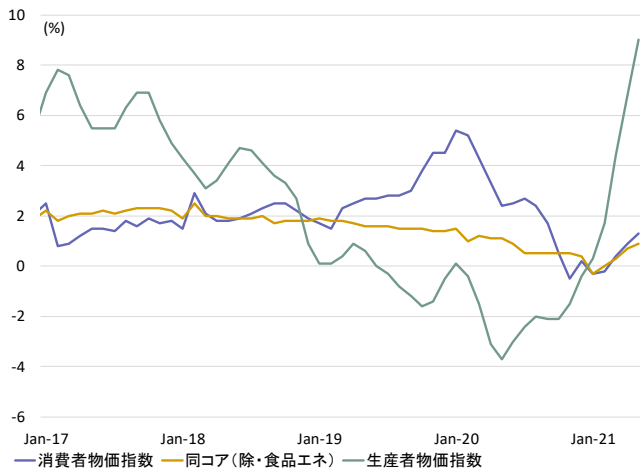


(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

人民元高容認でインフレに対処することはしない方針

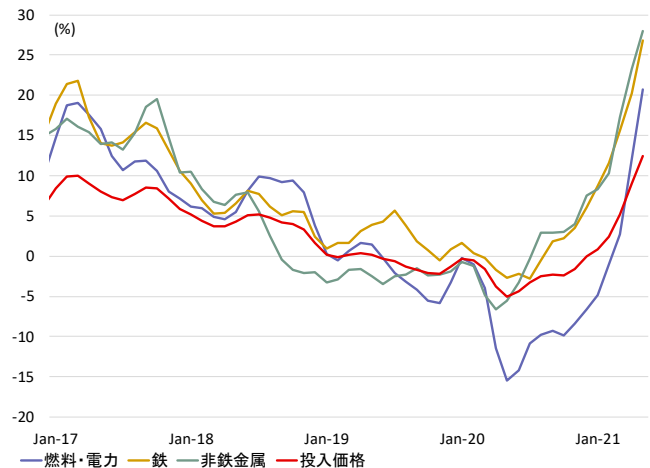
インフレ抑制を目的とした人民元高容認論から一線を画す人民銀の姿勢は 6 月中、さらに鮮明となったと言っていい。とりわけ、9 日に発表された 5 月分の物価統計への反応が象徴的だ。5 月は、生産者物価指数 (PPI) が前年比+9.0%と 2008 年 9 月以来の大幅な伸びとなり、さらに製造業の投入価格は同+12.5%と PPI の伸びを上回ったことが明らかとなった (第 2 図、第 3 図)。インフレ加速が中国経済に影響を及ぼしていることがこれまでよりも明らかになってきている。一方、10 日に講演した人民銀・易総裁は、引き続き、PPI の消費者物価への波及は限定的との考えを示したうえで、金融・通貨政策は従来の方針を維持する意向を繰り返した。(内閣に該当する) 国務院指示により、各方面がインフレ対策に追われるものの、原材料等供給サイドの制約による面が大きく、金融当局として現時点では積極的に関与しないというスタンスだ。そもそも、これまでの輸入物価上昇を人民元高誘導で抑制しようとすれば、さらに 5%、10%といった規模での人民元高が必要ということにもなりかねない。5 月末にかけ一時は国内からの懸念に応える姿勢をみせたと言えるが、やはり現実的な対応ではないと判断したのだろう。人民銀は「コモディティ価格の上昇を相殺するために (人民元相場を) 切り上げることはできない」との考えを表明しており、今後もこの方針を貫くものと考えられる。

第 2 図：インフレ率



(資料) 中国国家统计局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 3 図：製造業の投入価格



(資料) 中国国家统计局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

当局が人民元安誘導に傾いているものではない

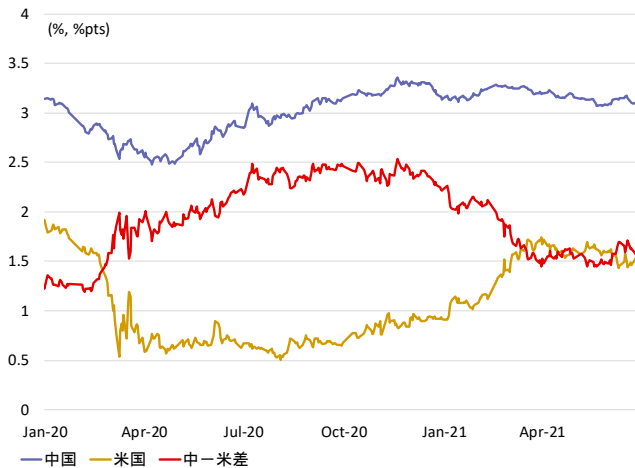
もともと、人民銀が人民元（誘導）に大きく舵を切ったものではない。米 FOMC 後に人民元安が進行した場面で人民銀は、8 営業日連続で対ドル基準値を人民元安方向に設定。これは、米中対立が先鋭化していた 2019 年 8 月以来最長と報じられた。この点、17 日以降は米 FOMC 後のドル高を梃子にして、多少の人民元安を後押しする意図があったと推察することはできるだろう。ただ、FOMC 後ドル高が一巡した 23 日には、実勢相場が 6.50 目前で下げ止まると、25 日以降は人民銀も基準値設定を無理に人民元安方向とすることはしていない。こうしたなか、人民銀は 28 日に金融政策委員会の四半期会合を受けた声明を発表した。基本的に金融・為替政策を維持することを宣言するものだ。人民元相場については、「市場化を進展させ、人民元相場の柔軟性を強化する。企業や金融機関に対し「リスクに中立的な」考えを定着させ、期待管理を強化。内外バランスの安定を通じ、合理的かつ均衡のとれた水準で人民元相場を安定させる」という基本を維持する」と記述した。また、人民銀参加の外国為替市場自律規制機関も、相場の変動を正確に予測することは不可能であり、企業に対しては為替差損を被るリスクを低減すべく対処するよう促している。もちろん、その時々々の経済・社会情勢により、人民元高容認や人民元高抑制、あるいは人民元安誘導といった当局の意向が示されることはあるだろう。ただ、人民銀が為替相場は上下するものと繰り返していることの意味は大きく、6 月の人民元高抑制はあくまでスピード調整の一環であり、趨勢的な人民元安への転換を志向するものではないと考えておくべきであろう。ファンダメンタルズが一段の人民元高を示唆する状況となれば、人民元指数の直近高値更新も厭わないはず、とみておきたい。

中・米の金融政策に違い、人民元高の勢い弱まる

直近では、やはり米 FOMC を境に為替市場の形勢変化が窺える。新興国でも金融政策スタンスの違いにより、強弱が浮き彫りとなりつつある。その点、中国は昨年対比で流動性拡大の手は緩めているものの、金融政策スタンスの維持を表明している。もちろん、米国との金利差でみれば、当面は中国優位の関係が変わるものではないだろう。しかし、年初以降、差は縮まる方向となっている（第 4 図）。今回の FOMC では、金融政策の方向性という観点でも米国側に引き締め方向での動意があり、中国の優位性は薄れ始めていると言えよう。また、5 月の貿易統計をみるに、マスク等衛生関連商品、電子機器など、コロナ禍の特需的な輸出増も一服、貿易黒字はコロナ禍前の水準に回

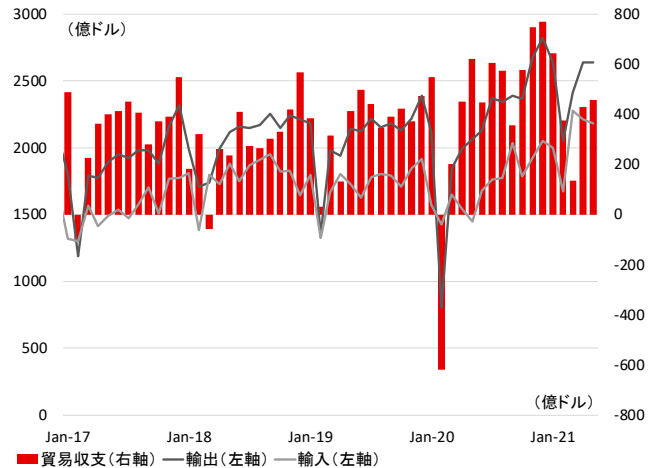
帰（縮小）している（第 5 図）。昨年後半の人民元高の基礎となったファンダメンタルズも、中立化してきているということだ。当局も示唆するように現状の水準からさらに人民元を押し上げる力は弱まってきているとみていいだろう。こうした点も踏まえ、人民元の予想レンジをやや下方修正することとする。

第 4 図：中－米長期金利差



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 5 図：貿易収支



(資料) 中国税関総局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

予想レンジ

	21 年 7 月～9 月	10 月～12 月	22 年 1 月～3 月	4 月～6 月
USD/CNY	6.35～6.60	6.30～6.55	6.25～6.55	6.25～6.60
CNY/JPY	16.6～17.5	16.5～17.5	16.5～17.5	16.4～17.4

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2021 年 6 月 30 日)

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ

シニアアナリスト 井野鉄兵

Tel : 03-6214-4185 E-mail : teppei_ino@mufg.jp



スペシャリストの目

税務会計: 中国において継続的な奨励と規制強化が並行するなか、企業が研究開発に関する税制優遇措置をいかに活用するか

KPMG中国

華南地区日系企業サービス

税務パートナー 陳蔚 (Vivian Chen)

背景

2021 年の中国政府活動報告書は、「第 14 次五カ年計画」期間における革新駆動型発展の目標や課題の維持を明確にした。

2021 年 3 月 15 日、中国国家税务总局と財政部は、研究開発費に係る 75% の割増損金算入比率の継続適用を含んだ一連の税制優遇措置の実施期間を延長する重要な公告を発表した。3 月 31 日、「財政部税務総局による研究開発費用の割増損金算入制度を整えるための公告」(財政部税務総局公告 2021 年第 13 号) の発表に伴い、製造業界が待ち望んでいた「割増損金算入比率を 100% まで引き上げる」という大きなメリットが実現した。中国政府はさらなる税制優遇措置を通じて企業の研究開発投資の増加を促進し、企業の革新駆動型発展に力を注ぐことを明確にした。

一定の研究開発・イノベーション能力を有する企業は、中国政府が提供する研究開発費の割増損金算入やハイテク企業の関連税制優遇措置を十分かつ合理的に活用することを通じて、節税効果高めるとともに、資金をさらに有効的に研究開発活動に活用することもできる。その結果、企業の研究開発における意欲と効率を高め、企業のレピュテーションと競争力を向上し、良好なサイクルに入ることが期待できる。

研究開発費の割増損金算入の優遇措置を受ける際には、「節税効果の最大化と税務リスクの最小化」に要注意

中国における研究開発費の割増損金算入政策は、2008 年から実施され、2021 年に 13 年目を迎えた。当政策は下記の通り、継続的な改善、奨励幅の拡大、手順の簡素化等の傾向にある。

- 割増損金算入の比率については、2008 年導入の際の 50% から 75% に引き上げられた。
- 控除対象範囲が、研究開発活動に専門的に関与する人員の人件費と研究開発活動専用の機器・設備のみから、合理的な配分方法で研究開発活動に直接関与する人員の人件費と研究開発活動に直接使用される機械設備までに拡大された。
- 導入時は海外機関に委託した研究開発費の控除が認められなかったが、実際に発生した費用の 80% が割増損金算入の対象となった。
- また、執行プロセスとしては、プロジェクト認定の要件が撤廃されたことに続き、2017 年の年間確定申告に先立って税務当局へ届出申告という要件も撤廃された。

ただし、私どもの観察によると、事前の手続きを簡素化すると同時に、中国税務当局が割増損金算入の監督を継続的に強化しており、関連法律法規に基づいて定期的な検査を行っている(年間の検査比率は 20% を下回ってはならない)。従って、中国税務当局の継続的な監督に、より効率的に対応し、「割増損金算入の適用要件を満たしていない」と税金や延滞金の納付を要求されるリスクを

回避するためには、企業は研究開発費の割増損金算入による優遇措置を受ける際に、通常直面している問題を把握し、これに対して事前に解決案を策定する必要がある。

製造業企業を例に、研究開発費の割増損金算入政策を適用する際、通常直面する解決すべき問題点を下記の通り列挙した。

- **研究開発費のコンプライアンス遵守状況**：集計した研究開発費の種類は、税法に規定される適用範囲内にあるか？
- **研究開発費集計の妥当性**：生産と研究開発をいかに区分するか？ 複数のプロジェクトのために発生した費用をいかに個々のプロジェクトに合理的に配分するか？
- **研究開発費金額の正確性**：リアルタイムに集計するか、それとも事後的に集計するか？ また、集計された費用の金額の正確性と効率性をいかに確保するか？
- **研究開発費の真実性**：研究開発費の集計と研究開発活動のプロセス管理には、合理的な関連性があるか？ 研究開発活動のプロセスにおいて、関連の根拠資料があるか？

従って、企業は、研究開発費に係る割増損金算入の優遇措置を最大限に享受するとともに、関連の税務リスクを低減するために、効率的かつ実行可能な対策を実施し、内部管理を強化する必要がある。実務上、日系企業を含む一部の中国企業は、研究開発費の割増損金算入を適用するための実施マニュアルを作成している。マニュアルには通常、企業の各部門の機能と責任、研究開発活動と研究開発プロジェクトの識別方法、研究開発プロジェクトの管理プロセス、研究開発費の集計方法、申告条件とテンプレート（研究開発技術報告書、研究開発スタッフの作業時間記録等）等が含まれている。マニュアルの管理を通じて、体系的な研究開発管理システムと管理体制を構築し、「節税効果の最大化と税務リスクの最小化」を効率的に実現することができる。

筆者の提案

中国において継続的な奨励と規制強化が並行しているなか、研究開発費関連の優遇措置を最大限に活用して事業の発展を図るために、日系企業を含む各業界の中国企業にとって、研究開発費の割増損金算入等の税制優遇措置に関する動向を適時に把握することが重要である。

一方、管理規制の強化に伴い、企業は享受しているあらゆる優遇措置に対し、革新的な研究開発活動を合理的に計画し、関連する革新要件を満たす事業活動とモデルを決定し、関連書類を保存し、中国当局からの後続管理により効率的に対応するために、コンプライアンス上の要求を慎重に遵守する必要がある。企業には、システム構築の不備や関連文書の保存不足により優遇措置を享受できなくなること、または優遇措置を不適切に享受して税金の追加納付や延滞金が発生してしまう状況を回避するために、必要に応じて、税務専門家やエンジニアを含めた専門家チームにアドバイスを求めることをお勧めする。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

華南地区日系企業サービス

税務パートナー

陳蔚 (Vivian Chen)

中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 15F

Tel : +86-755-2547-1198 E-mail : vivian.w.chen@kpmg.com



スペシャリストの目

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
国際アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では5月中旬から6月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部、それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[法律]

【安全管理】

○「中華人民共和国データ安全法」(2021 年 6 月 10 日、第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 29 回会議で可決。2021 年 9 月 1 日施行)

データ処理活動と安全管理に関する法律。本法でいうデータとは、すべての電子またはその他の方法で記録したもので、データ処理とはデータの収集、保存、使用、加工、伝送、公開等とされる。本法は中国域内のデータ処理と安全管理に適用するとされるが、一方で、「中国域外でのデータ処理活動により中国の国家安全、公共利益または公民・組織の合法的権利・利益に損害を与えた場合には、法律責任を追及する」と定められている。本法の運用によっては、日系企業・日本企業の事業活動に多大な影響が及ぶことが懸念される。

■国家のデータ安全管理については、以下の規定が注目される。

- 国家はデータの種類・等級別保護制度を確立する。国家安全指導機構により重要データ目録を制定する。国家の安全、国民経済の命脈、重要な民生、重大な公共利益等に関わるデータは国家の核心的データに属し、厳格な管理制度を実行する。
- データ処理活動を行うときは、健全な全過程データ安全管理制度を確立し、データ安全教育・訓練を実施し、相応の技術的措置、その他必要な措置を講じ、データの安全を保障しなければならない。
- 重要データの処理者は、データ処理活動に対して定期的にリスク評価を行い、関係部門にリスク評価報告を提出しなければならない。
- 重要情報インフラの運営者が中国域内で運営中に収集、産出した重要データの出国安全管理については、「ネットワーク安全法」の規定を適用する（注：「ネットワーク安全法」(2017 年 6 月 1 日施行)では、個人情報と重要データは域内に保存しなければならないとされ、「業務の必要により確かに域外に提供する必要があるときは、国家ネットワーク情報部門が国务院関係部門と制定する規則に従って安全評価を行わなければならない」とされている）。

■原文は全国人民代表大会の下記サイトをご参照。

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202106/7c9af12f51334a73b56d7938f99a788a.shtml>

【安全生産】

○「全国人民代表大会常務委員会の『中華人民共和国安全生産法』の改正に関する決定」(2021 年 6 月 10 日、第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 29 回会議で可決。2021 年 9 月 1 日施行)

	生産中の事故の防止・減少を目的とする法律の改正。2002 年の公布・施行から 3 回目。 ■主な変更点は、以下の通り。 「安全生産活動は中国共産党の指導を堅持する」ことが明記された。 - 生産経営単位（注：企業その他の事業体）および主要責任者、安全生産管理機構と安全生産管理者の責任が強化された。特に主要責任者については「安全生産の第一責任者」と規定され、現行法の安全生産規則・制度の制定、安全生産教育・訓練計画の制定・実施、安全生産のための投入の保障などに次の職責が追加された。 ✓ 全員安全生産責任制を健全化、実施し、安全生産の標準化提案を強化すること。 ✓ 安全リスク等級別管理とリスク調査・処理の二重予防活動メカニズムを確立、実施すること。 - 末端の政府・行政機構に対して、生産安全事故緊急救援計画の制定、救援活動への協力義務が課せられた。これには、郷鎮政府、街道弁事処、開発区、工業園区、港区、風景区等が含まれる。なお、これにより企業への監督・取り締まりが強化されることが予想される。 - 罰則が全体的に厳格化された。 ■原文は全国人民代表大会の下記サイトをご参照。 http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202106/70607d335a464c4fa053d0d514392254.shtml
【自由貿易港】	
○「中華人民共和國海南自由貿易港法」（2021 年 6 月 10 日、第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 29 回会議で可決。2021 年 6 月 10 日施行）	
	海南自由貿易港の建設と管理に関する基本法。全 8 章 57 条にわたり、貿易の自由化・利便化、投資の自由化・利便化、財政・租税制度、生態環境保護、産業発展と人材支援、総合的措置について規定されているが、いずれも 2020 年 6 月に国務院から公布された「海南自由貿易港建設全体計画」に沿った内容となっている。ただ、特定区域に関する法律としては初めて制定されたもので、国家として海南自由貿易港の建設を推進する法的根拠を示したものといえる。なお、海南自由貿易港の貿易・投資および管理に関する法規については、海南省人民代表大会と同常務委員会に制定権を授与することが規定されている。 ■原文は全国人民代表大会の下記サイトをご参照。 http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202106/ee9070dd18e4b0190cd2abb9345442d.shtml
【浦東新区】	
○「全国人民代表大会常務委員会の上海市人民代表大会および同常務委員会に浦東新区の法規制定の権限を授与することに関する決定」（2021 年 6 月 10 日、第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 29 回会議で可決。2021 年 6 月 10 日施行）	
	上海市人民代表大会と常務委員会に対し、浦東新区の法規の制定と実施の権限を授与するもの。目的は、「浦東の大胆な試行、大胆な突破、自主的な改革の支持に適応した法治保障体系を確立、完備化し、浦東新区の高水準の改革・開放を推進し、社会主義現代化を牽引する区域を構築すること」としている。 ■原文は全国人民代表大会の下記サイトをご参照。 http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202106/9566bd58b477461483314c22ce449015.shtml

〔 政策 〕

【行政改革】

○「国務院の“証照分離”改革を深化し、更に市場主体の発展活力を引き出すことに関する通知」
(国発〔2021〕7号、2021年5月19日発布・実施)

企業その他の組織・個人の事業参入を促進することに関する通知。“証照分離”改革とは、事業に関わる行政許可(「証」)の取得と営業許可証(「照」)の取得を切り離し、事業に関わる行政許可事項について、取り消し、許可から届出への変更、“告知承諾”(注：行政機関が市場主体に許可条件と申請資料を告知し、市場主体がそれに適合することを承諾すれば、その場で許可を出す方式)の実行、サービスの最適化に分けて、手続きの簡素化を図るもの。

■この通知には、①全国で実施する中央レベルの企業経営関連許可事項改革リスト(523項目)、②同じく自由貿易試験区で実施するリスト(69項目)、③自由貿易試験区での行政法規の適用を暫時調整することについての国務院決定の関係規定リスト(20項目)が添付されている。このうち、①の日系企業に関わる主な行政許可取り消し項目は、以下の通り(各項目末尾は主管部門)。

- ・ 外商投資電信業務(基礎電信業務)審査・許可、同(第一類付加価値電信業務)審査・許可、同(第二類付加価値電信業務)審査・許可 (以上、工業・情報化部)
- ・ 工事価格見積り諮詢企業甲類資質認定、同乙級資質認定、不動産開発企業三級資質査定、同四級資質査定、建設工事調査企業資質認定(丙級)、建設工事設計企業資質認定(丙級、丁級)、施工企業資質認定(三級)、工事監理企業資質認定(丙級ほか) (以上、住宅・都市農村建設部)
- ・ 外商投資農作物新品種選別育種・種子生産経営審査・許可 (農業農村部)
- ・ 石油・精製油卸売経営資格審査・許可、石油・精製油貯蔵経営資格審査・許可 (以上、商務部)
- ・ 輸出入商品検査鑑定業務検査・許可 (税関総署)
- ・ 広告発布登記 (国家市場監督管理総局)
- ・ 薬品委託生産審査・許可 (国家薬品監督管理局)

■原文と目録は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-06/03/content_5615031.htm

【企業負担軽減策】

○国家発展改革委員会、工業・情報化部、財政部、中国人民銀行の「2021年のコスト引き下げ重点活動を適切に行うことに関する通知」(発改運行〔2021〕602号、2021年4月29日発布・実施)

2021年3月の第13期全国人民代表大会第4回会議での「政府活動報告」に基づく、2021年の企業負担軽減措置。

■この通知では、税・行政費用の引き下げ、金融面の利益還元、行政許可手続きでの負担軽減、人件費の引き下げ、エネルギー・土地コストの引き下げ、物流コストの引き下げ、企業の資金回転率引き上げ、企業の内部潜在力発掘の8つの面で、19項目の措置が挙げられている。このうち、具体的な数値目標が示されている措置は、以下の通り。

- ・ 増値税小規模納税者に対する課税販売額を月10万元から15万元とする。

	・小規模・零細企業の年課税所得額が 100 万元未満の場合、現行の優遇措置のほか、企業所得税を半額免除する。 ・企業の研究開発費の控除について、引き続き 75%の追加控除を適用し、製造業の企業に対しては追加控除比率を 100%に引き上げる。 ・中小企業のインターネットのブロードバンドと専用線の使用料を平均 10%引き下げる。 ・企業の失業保険と工傷保険の段階的料率引き下げの実施期間を 2022 年 4 月 30 日まで延長する。 ■原文は国家发展改革委員会の下記サイトをご参照。 https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/tzgg/202105/t20210510_1279501.html
【税】	
○「企業再編に関わる土地増値税政策の継続実施に関する公告」(財政部・国家税務総局公告 2021 年第 21 号、2021 年 5 月 31 日公布、2021 年 1 月 1 日～2023 年 12 月 31 日施行)	
	企業の形態変更、合併・分割などでの土地増値税の扱いを示したもの。 ■主な内容は、以下の通り。 ・非公司制企業から有限責任公司または株式有限公司、有限責任公司から株式有限公司、株式有限公司から有限責任公司への変更で、国有土地使権、地上建築物・付属物（以下、不動産という）が変更後の企業に移転する場合、暫定的に土地増値税を徴収しない。 ・2 社以上の企業合併で、元の企業の投資主体が存続し、不動産が合併後の企業に移転する場合、暫定的に土地増値税を徴収しない。 ・2 社以上の企業分割で、元の企業の投資主体が同一で、不動産が分割後の企業に移転する場合、暫定的に土地増値税を徴収しない。 ・企業・個人が企業再編時に不動産を出資し、不動産が投資先の企業に移転する場合、暫定的に土地増値税を徴収しない。 ■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202106/t20210616_3719962.htm
【加工貿易】	
○「加工貿易禁止類商品目録の調整に関する公告」(商務部・税関総署公告 2021 年第 12 号、2021 年 6 月 10 日公布、2021 年 6 月 15 日施行)	
	加工貿易禁止類商品目録に入っている紙製品を除外するもの。対象品目は HS コード 4 桁の 4801 から 4816 まで。本公告では、「加工貿易産業チェーン・サプライチェーンの安定」が目的とされるが、原料価格の高騰から国内での需給が逼迫しているためと見られる。 ■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/zcfb/202106/20210603070389.shtml

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行
トランザクションバンキング部

項 目	単位	2019年				2020年				2021年				
		1～3月	1～6月	1～9月	1～12月	1～3月	1～6月	1～9月	1～12月	1月	2月	3月	4月	5月
国内総生産 (GDP)	前年 同期比%	6.3	6.1	6.0	6.0	▲ 6.8	▲ 1.6	0.7	2.3	(1-3月) 18.3				
固定資産投資*	前年 同期比%	6.3	5.8	5.4	5.4	▲ 16.1	▲ 3.1	0.8	2.9	-	35.0	25.6	19.9	15.4
第一次産業	前年 同期比%	3.0	▲ 0.6	▲ 2.1	0.6	▲ 13.8	3.8	14.5	19.5	-	61.3	45.9	35.5	28.7
第二次産業	前年 同期比%	4.2	2.9	2.0	3.2	▲ 21.9	▲ 8.3	▲ 3.4	0.1	-	34.1	27.8	21.7	18.1
第三次産業	前年 同期比%	7.5	7.4	7.2	6.5	▲ 13.5	▲ 1.0	2.3	3.6	-	34.6	24.1	18.7	13.8
工業生産(付加価値 ベース)**	前年 同月比%	6.5	6.0	5.6	5.7	▲ 8.4	▲ 1.3	1.2	2.8	-	35.1	14.1	9.8	8.8
社会消費財 小売総額***	前年 同月比%	8.3	8.4	8.2	8.0	▲ 19.0	▲ 11.4	▲ 7.2	▲ 3.9	-	33.8	34.2	17.7	12.4
消費者物価上昇率 (CPI)	前年 同月比%	1.8	2.2	2.5	2.9	4.9	3.8	3.3	2.5	▲ 0.3	▲ 0.2	0.4	0.9	1.3
工業生産者 出荷価格 (PPI)	前年 同月比%	0.2	0.3	0.0	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 1.9	▲ 2.0	▲ 1.8	0.3	1.7	4.4	6.8	9.0
輸出***	億ドル	5,517.4	11,711.5	18,251.1	24,990.3	4,780.3	10,987.5	18,113.9	25,906.5	-	4,688.7	2,411.3	2,639.2	2,639.2
	前年 同月比%	1.4	0.1	▲ 0.1	0.5	▲ 13.3	▲ 6.2	▲ 0.8	3.6	-	60.6	30.6	32.3	27.9
輸入***	億ドル	4,754.1	9,899.9	15,266.8	20,771.0	4,649.7	9,309.5	14,853.4	20,556.1	-	3,656.2	2,273.4	2,210.6	2,183.8
	前年 同月比%	▲ 4.8	▲ 4.3	▲ 5.0	▲ 2.7	▲ 2.9	▲ 6.4	▲ 3.1	▲ 1.1	-	22.2	38.1	43.1	51.1
貿易収支***	億ドル	763.3	1,811.6	2,984.3	4,219.3	130.6	1,678.0	3,260.5	5,350.3	-	1,032.6	138.0	428.6	455.4
対内直接投資 (実行ベース)	億ドル	358.0	707.4	1,007.8	1,381.4	312.0	679.3	1,032.6	1,443.7	134.7	126.0	187.9	141.8	125.4
	前年 同月比%	3.7	3.5	2.9	2.4	▲ 12.8	▲ 4.0	2.5	4.5	6.2	86.9	59.5	39.8	27.1
外貨準備高	億ドル	30,988	31,192	30,924	31,079	30,606	31,123	31,426	32,165	32,107	32,050	31,700	31,981	32,218
都市部調査失業率	%	5.2	5.1	5.2	5.2	5.8	5.8	5.7	5.6	5.4	5.5	5.3	5.1	5.0
国内自動車 販売台数	万台	637.2	1,232.3	1,837.1	2,576.9	367.2	1,025.7	1,711.6	2,531.1	250.3	145.5	252.6	225.2	212.8
	前年 同月比%	▲ 11.3	▲ 12.4	▲ 10.3	▲ 8.2	▲ 42.4	▲ 16.9	▲ 6.9	▲ 1.9	29.5	364.8	74.9	8.6	▲ 3.1
購買担当者指数 (PMI)	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	51.3	50.6	51.9	51.1	51.0
	非製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	52.4	51.4	56.3	54.9	55.2

* : 年初からの累計ベース。

** : 2 月は 1—2 月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額 2,000 万元以上の非国有企業を対象。

*** : 2 月は 1—2 月の累計ベース。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大厦21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫软件园10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大厦15階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階	886-2-2514-0598
高 雄 出 張 所	台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京：050-3612-0891（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0650（代表）

発行：三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2021 年 7 月 7 日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。